

# 山口県報

令和8年  
3月31日  
(火曜日)

## 目 次

○規則

山口県行政組織規則の一部を改正する規則（人事課）……………一

山口県事務委任規則の一部を改正する規則（人事課）……………一

○人委規則

公益的法人等への職員への派遣に関する規則の一部を改正する規則……………二

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………二

等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則の一部を改正する規則……………三

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則……………三

扶養手当に関する規則の一部を改正する規則……………三

会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則……………三

職員の内定等に関する規則の一部を改正する規則……………四



山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第十二号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則（昭和四十三年山口県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表農林水産部の部農林水産政策課の項中「企画調整班 農林水産政策班」に改める。

第九条第一項の表総務部の部学事文書課の項中第十七号を第十八号とし、第三号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 公益信託に関すること。

第九条第一項の表環境生活部の部人権対策室の項第三号中「同和対策」を「部落差別（同和問題）」に改める。

第二十一条第一項の表納税課の項第四号中「第四十八条第一項」を「第七百三十九条の五第一項」に改め、「市町民税」の下に「及び森林環境税」を加え、同表自動車税課の項第一号中「及び軽自動車税の環境性能割」を削り、同項第二号中「県税等」を「県税」に改める。

第二百五十四条を次のように改める。

（分課）

第二百五十四条 次の表の上欄に掲げる港湾管理事務所にそれぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課にそれぞれ同表の下欄に掲げる班を置く。

港湾管理事務所	課	班
山口県岩国港湾管理事務所	総務課	
山口県周南港湾管理事務所	施設課	
山口県宇部港湾管理事務所	総務課	施設整備班 空港整備班

第二百五十五条に次の一項を加える。

2 山口県宇部港湾管理事務所の施設課は、前項に規定する分掌事務のほか、山口宇部空港の滑走路等に関する工事の調査、設計及び施行に関する事務を分掌する。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第九条第一項の表環境生活部の部人権対策室の項第三号及び第二十一条第一項の表納税課の項第四号の改正規定は、公布の日から施行する。

山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。



等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

山口県人事委員会

**山口県人事委員会規則第六号**

等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則の一部を改正する規則

等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則（平成二十八年山口県人事委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表のロ 公安職給料表等級別職務区分表四級の項中「警察署課長の職務」を「教官

の職務  
署課長の職務」に改め、「検問所長の職務」を削り、同表五級の項中「地域指導官

の職務」を「サイバー犯罪分析官の職務」に、「サイバーセキュリテイ専門官の職務」を「教官  
地域指導官の職務」に、「警察署次長の職務」を「警察

の職務」に改め、同表七級の項中「犯罪捜査支援室長の職務」を削り、「地域指

導官の職務」を「サイバー犯罪分析官の職務

に、「情報管理官の職務」を

「情報管理官の職務

「情報管理官の職務

「匿名・流動型犯罪対策官の職務」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

山口県人事委員会

**山口県人事委員会規則第七号**

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年山口県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

扶養手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

山口県人事委員会

**山口県人事委員会規則第八号**

扶養手当に関する規則の一部を改正する規則

扶養手当に関する規則（昭和二十七年山口県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「以上」の下に「（十八歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者にあつては、年額百五十万円程度以上）」を加える。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

山口県人事委員会

**山口県人事委員会規則第九号**

会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則（令和元年山口県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第九号中「及び第十三号並びに次項第二号及び第三号」を「、第十三

号、第十八号及び第十九号」に改め、同項第十三号中「次項第三号イ」を「第十九号イ」に改め、同項第十六号中「次項第六号から第八号」を「次項第三号から第五号」に改め、同項に次の四号を加える。

十七 生後一年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 一日二回それぞれ三十分の範囲内で必要と認められる期間

十八 九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして任命権者が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして任命権者が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち任命権者が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において五日（その養育する九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が二人以上の場合にあっては、十日）の範囲内の期間（勤務日ごとの勤務時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、一の年度において一日当たりの勤務時間数に五（その養育する九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が二人以上の場合にあっては、十）を乗じて得た時間以内の期間）

十九 次に掲げる者（ハに掲げる者）にあっては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。（）で負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話を行う会計年度任用職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において五日（要介護者が二人以上の場合にあっては、十日）の範囲内の期間（勤務日ごとの勤務時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、一の年度において一日当たりの勤務時間数に五（要介護者が二人以上の場合にあっては、十）を乗じて得た時間以内の期間）

イ 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び配偶者の父母  
ロ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ハ 父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子  
ニ 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行

い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

第十二条第二項中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号から第七号までを三号ずつ繰り上げ、同項第八号中「又は疾病」を「若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の適用を受ける会計年度任用職員にあっては同法第七条第二項及び第三項に規定する通勤をいい、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）の適用を受ける会計年度任用職員にあっては同法第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいい、県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年山口県条例第三十八号）の適用を受ける会計年度任用職員にあっては同条例第二条の二に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病」に改め、同号を同項第五号とし、同項第九号を削り、同条第三項中「前項第四号」を「前項第一号」に改める。

第十四条中「第二項第四号ロ」を「第二項第一号ロ」に改める。

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十号

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

職員の定年等に関する規則（令和四年山口県人事委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表公安職給料表の項中「警察署課長」を「教官」に、「地域指導官」を「サ

イバー犯罪分析官

イバーセキュリティ専門官 に改め、「犯罪捜査支援室長」を削る。

地域指導官

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日  
印刷  
発行

発行人  
所

山口県  
知事  
庁